

令和4年8月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和4年8月18日(木) 13時20分開会
2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室
3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮
4. 議事日程
日程第1 議事録署名人の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠 員	議席2 木幡 治 委員	議席3 鵜沼 久江 委員
議席4 林 和男 委員	議席5 高田 喜寿 委員	議席6 高木 幸恵 委員
議席7 大橋 利一 委員	議席8 澤上 榮 委員	

農地利用最適化推進委員

井戸川 弘幸 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長	相楽 定徳
農業振興課課長補佐兼農業振興係長(併任)	大和田 千歳
専門員(併任)	大西 信治

7. 開会

【相楽事務局長】

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今より双葉町農業委員会8月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

皆さんには、お盆明けのお疲れのところお集まりいただきありがとうございます。今月末、8月30日には、双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されますが、その前に、8月27日には役場が開庁し、9月の頭からは業務が開始されると聞いています。今後、農業委員会も双葉町の役場でやるようになると思います。ほとんどの方が遠くなると思いますが、くれぐれもお気を付けてご出席ください。また、避難指示が解除になりますと、農業もいろいろな動きが出てくると思います。農業委員の皆さんも、推進委員の皆さんも忙しくなってくるのではないかと思います。今後ともご協力をお願いいたします。本日はよろしく申し上げます。

9. 議事

【相楽事務局長】

議事に入る前に、農地利用最適化推進委員の榎内委員、高玉委員、渡辺委員より欠席のご連絡がありましたことを報告いたします。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしく申し上げます。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年8月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【相楽事務局長】

※資料により、会務を報告。

【澤上会長】

本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、お諮りをいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、議長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

「異議なし」と認めます。議事録署名人は議長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には、6番 高木委員、7番 大橋委員の両名を指名いたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和4年8月18日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は、双葉町大字下羽鳥字南迫××、××××氏、譲受人は、双葉町下羽鳥南迫××、××××氏で、生前一括贈与になります。譲渡しようとする土地は、双葉町大字下羽鳥字川原迫××ほか××筆で、田×××m²、畑×××m²、合計×××m²となります。所有権移転後の営農計画は、作付予定作物は米及び野菜で、農機具等はトラクター及び田植機を自己資金で導入予定とのことです。農作業従事者は、譲受人のほか家族3人となっています。周辺地域との関係については、親子間の権利移動であり、これまで同様田畑として利用することから、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはない。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農業の維持発展に関する話し合いに参加し、共同利用施設の取り決めは遵守し、鳥獣害対策にも協力しますとしています。以下、所有権移転しようとする農地の登記簿等を添付しております。説明は以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である木幡委員から報告願います。

【木幡委員】

譲渡人の××××氏には、×月×日の×時×分に電話で連絡しました。申請内容について間違いないか確認をいたしましたところ、間違いないということでありました。また、譲受人の××××氏には、その後、×時×分に電話で連絡しました。譲受人も、今回の申請内容について間違いありませんとのことでありましたので、ご報告いたします。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上委員】

譲渡人が所有者となっている共有地は申請対象になっているのか。

【相楽事務局長】

本申請は、譲渡人が所有している農地に関するもので、共有地はありません。

【澤上会長】

その他、質疑等はありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

(13時35分終了)

引き続き、下記事項について協議

(1) 令和4年9月定例総会の開催及び日程について

引き続き、下記事項について報告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長.....澤上 榮 ⑩

議事録署名人.....高田 幸恵 ⑩

議事録署名人.....大橋 利一 ⑩